

◎新潟県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙照寺佐和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市東大通字清水 1294 番 4 から 同市中原字堀田646番 1 まで	新	10.7～15.4メートル	380.1メートル
佐渡市東大通字清水 1294 番 4 から 同市東大通字清水1294番 4 まで	旧	10.7～13.9メートル	27.7メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更